



平成 22 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ト ラ イ ア イ ズ  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 池 田 均  
(コード 4840 大証ヘラクレス市場 G)  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 部 長 赤 根 克 洋  
電 話 0 3 ( 3 2 2 1 ) 0 2 1 1

## 当社連結子会社の破産申立て及び債権の取立不能に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社松崎は、平成 22 年 5 月 17 日開催の取締役会において、同社の破産の申立てをすることを決議し、同日東京地方裁判所に破産の申立てを行ないました。

また、当該破産の申立てにより、当社の同社に対する債権につき、取立不能又は取立遅延のおそれが生じたことをお知らせいたします。

### 記

#### 1. 破産申立てについて

##### (1) 破産申立ての理由

株式会社松崎は、全国の百貨店に対しての卸販売を続けてまいりましたが、昨今の消費不況、百貨店不況の影響を大きく受け、前会計年度は通期で大幅な営業損失を計上しております。同社においては、経営コストの大幅な削減、販売チャネルの改善と一部の優良取引先を除いた全国百貨店との販売ネットワークの見直しは急務であると考え、当会計年度末を期限に、不採算取引先となっている百貨店での販売を停止することを基本方針とし、抜本的な経営改善に取り組んでいるところでした（平成 22 年 4 月 15 日及び平成 22 年 4 月 30 日公表の「子会社の一部事業縮小に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

このような抜本的な経営改善により一定の歯止めはかかるものの、大幅な業績改善は見込めず、債務超過の解消が中期的にも望めない可能性が高いと考えられます。さらに、これまでの業績悪化によって資金繰りが圧迫されてきており、それに対して、手持ち在庫の削減や換金性のある資産のキャッシュ化等、最大限の努力は尽くしてきましたが、それでも資金繰りの目途が立たず、継続的な資金援助無しには支払能力が機能しない状態に陥りました。したがって、同社としては、これ以上の事業継続は不可能と判断し、破産申立てを行ないました。

なお、親会社の当社といたしましても、かかる市場環境の急激な悪化及び先行きの不透明性への対応は、経営の最重要課題と位置付け、役員の派遣、運転資金の支援をはじめとして事業再生への舵取りを図りましたが、同社の業績改善を市場環境悪化のスピードが大きく上回り、それ故、資金繰りの悪化を食い止めることができず、これ以上の資金支援も限界と判断した次第です。

(2) 当該子会社の概要

- ①商号：株式会社松崎  
②所在地：東京都台東区浅草橋二丁目16番8号  
③代表者：代表取締役社長 赤根 克洋  
④事業内容：かばん、革製品などの企画・製造卸・販売  
⑤資本金の額：99百万円  
⑥設立年月日：昭和4年5月24日  
⑦大株主及び持株比率：株式会社トライアイズ 100%  
⑧最近会計年度の財政状態及び経営成績 (単位：百万円)

	平成20年12月期 通期	平成21年12月期 通期	平成22年12月期 第1四半期
売上高	—	3,225	714
経常利益	—	△260	△83
当期純利益	—	△256	△496
純資産額	401	277	△217
総資産額	1,375	1,217	1,033

当該子会社は平成20年11月6日付で発行済議決権普通株式1,000株（発行済株式の100%）を取得し、平成20年11月末日をみなし取得日とし、平成20年12月期においては、貸借対照表のみを連結対象としております。

2. 当社債権の取立不能又は取立遅延について

当該破産申立てにより、平成22年5月17日現在の下記債権252百万円につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じました。

なお、同社への債権につきましては、第1四半期決算において貸倒引当金217百万円を設定しております。

貸付金	243百万円
その他の金銭債権	9百万円
合計	252百万円
(貸倒引当金既設定額)	217百万円)

3. 負債総額

1,250百万円（平成22年2月末現在）

4. 今後の見通しについて

今後につきましては、管財人により裁判所の管理下において清算される予定です。

また、現在平成22年12月期の業績に与える影響につきまして精査中であります。

確定次第お知らせ致します。

以 上